

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史
弁理士

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)
FAX 03(5255)5675



2019・1・10

謹賀新年



平成31年元旦

新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は我が国の本庶佑氏（京都大学特別教授）が米国テキサス大学のジェームズ・アリソン教授と共に2018年ノーベル医学・生理学賞を受賞されました。21世紀に入って自然科学分野での日本のノーベル賞受賞は18人（2人の米国籍取得者を含む）となり、自然科学分野における基礎研究の重要さが再認識されました。

IoT技術が変える社会

世界各国の政治家や経営者が集まる年次総会「ダボス会議」の主催団体である世界経済フォーラム（WEF）が昨年11月に発表した2018年版「世界競争力報告」で日本の総合順位は前年の9位から5位に上昇しました。

WEFは人工知能（AI）や、あらゆるモノがネットにつながるIoT（インターネットオブシングス）などの「第4次産業革命」が各国の競争力を大きく左右していると分析しました。今日、AIやIoTは生産、流通、販売、消費といった社会生活のあらゆる場面に影響を与えようとしています。

昨年末、伊勢神宮内宮前の多くの飲食店が立ち並ぶ「おはらい町」で大正初期から百年余り続く飲食店「あびや大食堂」が新聞、等で紹介されました。AIで来客数を予測するシステムを開発し、9割を超える的中精度で来客数を予測、食材ロスを七割削減し、勤務シフトを無駄なく組めるようになり、生産性向上、働き方改革をAIで実現したと紹介されました。

経済産業省・中小企業庁は、中小企業の生産性向上を加速させる目的で、本年度予算概算要求に「ものづくり補助金」として100億円を盛り込んでいます。これは、昨年度の第二次補正予算で中小企業の設備投資を促す「ものづくり補助金」を中心に「IT導入補助金」、「持続化補助金」の3本柱を統合して1000億円規模の「生産性特別補助金」を創設することに連続して中小企業に切れ目のない支援を実施しようとするものです。

新しい技術の導入を生産性の向上や新しい商品、市場の開拓、より良い働き方の実現に結び付けることが求められています。

重要性を増す知的財産

昨年来、世界経済に大きな影響を与えているのは、米国と中国との間における貿易摩擦です。特許などの知的財産の分野や、科学技術におけ

る中国の競争力が急速に向上していることが激化する米中貿易摩擦の原因にあると思われる。

2017年に日本国特許庁が受け付けた特許出願の数は32万件、米国特許庁が受け付けた特許出願の数は日本の2倍近い61万件、中国特許庁が受け付けた特許出願の数は米国の2倍をはるかに越える138万件でした。中国における特許出願件数の急速な増大、近年の研究開発費の増加、各種先端技術分野での論文発表数の増加、等からすれば、技術レベルにおいて、中国が米国と肩を並べ、更には抜き去ってしまう可能性をも米国は認識しているのかもしれませんが。

20世紀後半から21世紀初頭にかけて我が国における特許出願の数は世界一の水準を維持していました。今や特許出願の数では、中国はもちろん、米国にもかなり引き離されてしまいましたが、特許などの知的財産が米中貿易摩擦に表れているように大きな意味を持つ今日、我が国においても知的財産活動の一層の強化が必要と思われる。

昨年法律改正により、本年度から、中小企業に対して、特許出願審査請求料及び、1年次～10年次の特許料を、一律、半減する措置が開始される予定です。

「我が国の付加価値額の55%を占める中小企業（平成23年）の知財活動を重点的に支援することが産業の発達にとって不可欠になっている」（特許庁）との認識の下で施行される審査請求料、特許料（1年次～10年次）の軽減措置を十分に活用し、新しい技術の創造、開発、活用を図り、日本社会全体の活性化、発展に結び付けることが期待されています。

新たな時代の幕開け

本年は来年に迫った東京オリンピック・パラリンピックが大きく注目される年です。同時に、30年にわたった平成が新しい時代になります。

昭和から平成になった30年前、まだ自動車電話の時代で、ポケベルが活躍していました。インターネットは名前すら知られておらず、コンピュータといえば、大きなブラウン管の画面表示部が机の上に鎮座しているデスクトップ型でした。この30年の間に急速に普及しながら今日では高度なナビゲーション機能を有するスマートフォンの登場に押され気味のカーナビゲーションはその当時まだ珍しいものでした。今日では自動運転すら実現可能に近づいていますが、

電気自動車が話題に上ることはありませんでした。昭和の後半から普及し始めた駅の自動改札は、磁気カードを改札の投入口に直接投入する形式で、非接触式でのデータ交信、更には、非接触でのキャッシュレス決済など想像もつきませんでした。昭和から平成に変わった時、30年後の今日の日本社会を予想できた人はほとんどいなかったのではないのでしょうか。

携帯電話や電気自動車といえは、我が国では、1970年の大阪万博で一般加入電話と携帯型の無線電話機との間で初めて通話デモンストレーシ

ョンが行われ、会場内輸送用の車両として電気自動車が導入されたのでした。

2025年大阪万博開催が決定しましたが、今年から始まる新しい時代にはどのような技術が開発され、私たちの社会、生活にどのような変化がもたらされるのでしょうか。

新しい時代の扉を開けるこの一年に胸を躍らせて臨みたいと思います。 以上



■世界の特許出願件数■

過去最高の317万件 中国が4割超える

WIPO（世界知的所有権機関）は、2017年の特許出願件数が前年比5.8%増の317万8900件になったと発表しました。8年連続の増加で過去最高を更新。

特許出願の受け付け国・地域当局別件数をみると、1位は中国の138万1594件で、7年連続の首位。前年から14.2%増え、全体の43.6%を占めました。2位は米国の60万6956件（前年比0.2%増）、3位は日本の31万8479件（同0.03%増）で、いずれも微増。

4位は韓国の20万4775件（同1.9%減）、5位は欧州特許庁（EPO）の16万6585件（同4.5%増）。上位5位の全体に占める割合は84.5%。

WIPOが昨年3月に発表した国際特許の出願件数では、中国が日本を初めて抜き、米国に次ぐ2位となりました。中国での出願は、電子機器やコンピューター技術、デジタル情報通信の分野が目立っており、情報通信などのハイテク産業を育成するため、知的財産権の保護を積極的に進める姿勢を改めて裏付けた形です。企業による国際特許出願件数でも、通信機器大手の華為技術（ファーウェイ）、中

興通（ZTE）をはじめとしたハイテク企業が大幅に出願を増やしています。

一方、トランプ米政権は、中国が技術移転を強要するなど、知的財産権を侵害していると批判、米中貿易摩擦の要因の一つとなっています。

● 製造業の高度化を目指す「中国製造2025」 ●

中国は、ハイテク産業を育成する「中国製造2025」計画を掲げ、知財の保護に積極的な姿勢を示しています。「中国製造2025」は、次世代情報技術や新エネルギー車など10の重点分野と23の品目を設定し、製造業の高度化を目指す国家戦略です。

第1段階である25年までの目標は「世界の製造強国の仲間入り」としています。品目ごとに国産比率の目標を設定しており、例えば、次世代通信規格「5G」のカギを握る移動通信システム設備では25年に中国市場で80%、世界市場で40%という高い目標を掲げています。また、産業用ロボットでは「自主ブランドの市場占有率」を25年に70%としています。

中国政府は「中国製造2025」の策定後、関連産業に対する金融支援や、基盤技術の向上支援などの施策を相次ぎ打ち出しています。

一方、米国は、昨年の米中貿易協議の中で、中国に対し、関連産業への補助金といった政府支援の中止など、計画の抜本的見直しを要求しています。

特許出願の受け付け国・地域当局別 件数にみる特許出願件数（2017年）		
1位	中国	138万1594件（14.2%増）
2位	米国	60万6956件（0.2%増）
3位	日本	31万8479件（0.03%増）
4位	韓国	20万4775件（1.9%減）
5位	欧州特許庁（EPO）	16万6585件（4.5%増）
6位	ドイツ	6万7712件（0.3%減）
7位	インド	4万6582件（3.4%増）
8位	ロシア	3万6883件（11.3%減）
9位	カナダ	3万5022件（0.8%増）
10位	オーストラリア	2万8906件（1.8%増）

(WIPO「世界知的財産指標2018」)

「中国製造2025」の重点分野
次世代情報技術（半導体、次世代通信規格「5G」）
高度なデジタル制御の工作機械・ロボット
航空・宇宙設備（大型航空機、有人宇宙飛行）
海洋エンジニアリング・ハイテク船舶
先端的鉄道設備
省エネ・新エネ自動車
電力設備（大型水力発電、原子力発電）
農業用機材（大型トラクター）
新素材（超電導素材、ナノ素材）
バイオ医薬・高性能医療機械

審 決 紹 介

本願商標「キトラ」及び「KITORA」の二段書きは、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2017-14135号、平成30年9月6日審決、審決公報第227号）

1 本願商標

本願商標は、「キトラ」の片仮名及び「KITORA」の欧文文字を上下二段に書した構成からなり、第9類、第16類、第35類及び第41類に属する商品及び役務を指定商品及び指定役務として、平成28年2月5日に登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由

原査定は、「本願商標は、奈良県明日香村に所在する「キトラ古墳」を指す語として広く知られる「キトラ」の文字と、「KITORA」の欧文文字からなるものであるから、出願人がそのような商標を採択し、使用することは、文化財の保護及びその活用を図ろうとする行政機関の信頼を損なうおそれがあり、穏当ではない。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

(1) 商標法第4条第1項第7号について

商標法第4条第1項第7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、(ア) その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不伏な印象を与えるような文字又は図形である場合、(イ) 当該商標の構成自体がそのようなものでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会一般的道徳観念に反する場合、(ウ) 他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、(エ) 特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、(オ) 当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くことがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合、などが含まれると解される（知財高裁 平成17年（行ケ）第10349号判決、同18年9月20日判決参照）。

(2) 本願商標の商標法第4条第1項第7号該当性について

本願商標は、上記1のとおり、「キトラ」の片仮名及び「KITORA」の欧文文字を上下二段に書した構成からなること、構成中の「キトラ」及び「KITORA」の文字は、辞書等に掲載の無い語である。

そして、当審において職権をもって調査するに、「キトラ」及び「KITORA」の文字が「キトラ古墳」に関連した事項について使用されている例が見受けられるものの、その数はわずかであることからすると、原審において説示したように、「キトラ」及び「KITORA」の文字が、「キトラ古墳」を指す語として広く知られるに至っているとはいえないものである。

そうすると、「キトラ」及び「KITORA」の文字は、それらの文字のみで、これに接する取引者、需要者に、必ずしも「キトラ古墳」を認識させるものとはいえないものであって、むしろ、特定の意味合いを認識させることのない一種の造語といえるべきものであるから、請求人が、本願商標をその指定商品及び指定役務に使用することが、原審で説示したような行政機関の信頼を損なうおそれのあるものということもできない。

加えて、該文字が、それらの文字のみで、公益的な事業の遂行に使用されているとか、地域の特産品や土産物に表示して地域の活性化を図るための具体的活動に使用されている等の実情も見当たらない。

してみれば、本願商標は、その指定商品及び指定役務について使用することが、社会公共の利益に反し、社会一般的道徳観念に反するものということではできない。

また、本願商標は、前記のとおり構成からなること、その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不伏な印象を与えるような文字からなるものではなく、かつ、特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は国際信義に反するものという点もできない。

さらに、本願商標は、他の法律によって、その商標の使用等が禁止されているものではなく、本願商標の登録出願の経緯に、社会的相当性を欠くところがあるといふべき事情も見いだせない。

したがって、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標といふことはできないから、本願商標が商標法第4条第1項第7号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲）は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2018-945、平成30年10月3日審決、審決公報第227号）

別掲 本願商標



1 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成よりなり、第25類に属する履書記載のとおり商品指定商品として、平成27年8月11日に登録出願され、その後、第25類「ソックス、短ソックス、靴下カバー、フットカバー、アンクルソックス」と補正されたものである。

2 原査定の拒絶の理由（要点）

原査定は、「本願商標は、足に着用したフットカバーの土踏まずの辺りを右手で下に引っ張っているところを写した写真よりなるものであり、足に着用したフットカバーの土踏まずの辺りを手で下に引っ張っても、つま先部分とかかと部分が脱げないこと、すなわち、脱げにくいフットカバーであるという商品の品質を写真により表示したものと認識させるとみることが相当であるから、これを例えば「フットカバー」に使用しても、需要者は、脱げにくいフットカバーであるという商品の品質を表示しているものと認識するにすぎず、何人かの業務に係る商品であることを認識できないものと認める。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標からは、その構成中のフットカバーの部分から、フットカバーと何らかの関連を有するものという程度のきわめて抽象的な意味合いを想起させる場合があるとしても、足に着用したフットカバーを右手で下に引っ張っている様子などがどのような状況を表したもののなかから判断とせず、商品の特性を具体的に表現したものととして、本願指定商品の取引者、需要者に理解されるとはいえない。

そして、当審において職権をもって調査したところから、請求人（出願人）が、本願商標を商品「フットカバー」に使用している事実は見受けられるものの、本願の指定商品を取引扱う業界において、足に着用したフットカバーを手で下方に引っ張っている描写が、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないといふべき事情は見えなかった。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、自他商品の識別標識としての機能を十分に果たし得るものであるから、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標といふことはできない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和34年	商標登録第536629号～第538247号
44年	商標登録第819237号～第823692号
54年	商標登録第1380218号～第1383988号
平成1年	商標登録第2144101号～第2151194号
平成11年	商標登録第2724325号-1～第2724328号
平成11年	商標登録第3371289号～第3371292号
平成11年	商標登録第4278645号～第4288223号
平成21年	商標登録第5235554号～第5243343号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成28年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
30年10月分	25,114	14,252
前 年 比	104%	96%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/syutugan_toukei_sokuho.htm